

長官官房総務官  
長官官房人事官  
長官官房会計官  
長官官房監察監査・評価官  
長官官房各装備開発官  
長官官房艦船設計官  
各部長  
施設等機関の長  
殿

防衛装備庁長官  
(公印省略)

技術支援契約の基準について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

なお、この通達に定めるほか、技術支援の契約に必要な細部事項は、長官官房会計官から指示させる。

記

1 技術支援契約は以下により行う。

(1) 技術支援契約を行うことができる業務は、業務計画（細部計画）に定められた試験、設計又は所内研究における試験（以下「試験等」という。）であって、以下の場合に限る。

ア 試作品等及び設計に関する技術的細部を熟知している企業等から、その専門技術者の技術の支援を受けなければ試験等が実施できないとき。

イ 試験等を実施するため、不足する技術者の技術を企業等から支援を受ける必要があるとき。

(2) 技術支援契約の対象となる役務内容は技術に関する専門的業務に限る。ただし、試験等の実施に付随する資料の作成、整理等の業務及び設備、機器等の使用に関する業務であって、当該専門的業務と不可分な業務を含む。

- 2 技術支援契約は、試験等を実施する上で必要とする業務であっても、製造請負契約、役務請負契約又は研究委託契約により調達すべき性格のものであるとき、あるいは単純な役務であるときには、これを行うことができない。
- 3 この通達の解釈について疑義がある場合は、長官官房会計官付経理室と緊密に調整するものとする。